

豊田市のコミュニティ・スクール（園小中連携）

R 8 学校教育課

コミュニティ・スクール／地域学校共働本部に関する法改正

～文科省「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)の実現に向けて～

- ・ 学校運営協議会の設置の努力義務化（地方教育行政法 第47条の6第1項 平成29年4月1日施行）
- ・ 地域学校共働活動の推進、及び地域学校共働活動推進員の役職等の明確化（社会教育法第9条第7 平成29年4月1日施行）

○ 豊田市の取組

第3次豊田市教育行政計画
(H30～R3年度)

◇重点施策
「家庭・学校・地域の共働の推進」

重点事業1
コミュニティ・スクール推進事業

【目標】
コミュニティ・スクールの指定
13中学校区(R2)→**全中学校区に設置**

重点事業2
地域学校共働本部設置拡大事業

【目標】
地域学校共働本部
103校(R1)→**全小中学校に設置**

第4次豊田市教育行政計画
(R4年度～R7年度)

◇重点施策
「家庭・学校・地域の共働の推進」

重点事業
コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業

【目標】
コミュニティ・スクールにおいて、学校間及び学校と地域が一体となった、地域ぐるみによる教育の効果的な実施
→全104校に学校運営協議会の設置が完了し、全校をコミュニティ・スクールに指定(R5)

第5次教育行政計画
(R8年度～R12年度)

◇取組の方向性7
「郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進」

取組7-2
地域ぐるみの教育の推進に向けた体制の充実

【内容】
学校運営協議会や地域学校共働本部の体制の充実を図り、交流館など地域の関係機関と小・中学校の連携・共働を推進し、地域全体でこどもの成長を支える。

【指標】
・住んでいる地域を「大好き」「好き」と思う児童生徒の割合
・地域の行事や活動に参加している児童生徒の割合
・地域の大人が勉強やスポーツを教えてくれたり、自分たちを見守ってくれたりしていると感じる児童生徒の割合

○ 豊田市のコミュニティ・スクールの仕組み

